

平成22年度以降の入札制度等の変更について

一関市総務部総務課

平成22年度以降の入札制度等を下記のとおり変更します。

	変更前	変更後	変更時期
制限付一般競争入札の地域要件の廃止	発注標準額に応じて東西区分を設定	東西区分を廃止	平成22年4月入札から
最低制限価格の設定の拡大	工事の制限付一般競争入札のみに適用	工事の入札すべてに適用	平成22年4月入札から
各種コンサルタント業者の営業所要件の設定	特になし	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務所など営業を行う場所を有し、電話、机などの什器備品を備えていること。 2 人的体制は、1名以上の常勤とする。 3 常時請負契約を締結する事務所として、入札、契約締結等に関する権限を委任されていること。 4 営業所は独立した事務室を有すること。 5 一関市へ法人市民税を納付していること。ただし、新規営業所設置者は次期納付時期まで適用を免除する。 営業所の実態調査を随時行う。 	平成22年7月から
水道施設(管布設)工事の等級区分の設定	等級区分なし	技術者の人数等によりA級及びB級の等級区分を行う。(詳細は別紙の通り)	平成23年度から

別 紙

水道施設（管布設）工事の等級区分の詳細

	平成 21・22 年度	平成 23・24 年度
格付基準	一関市内に本社または営業所があること。	同左
	一関市給水装置工事指定工事業者の登録業者であること。	同左
	<u>建設業法</u> において <u>水道施設</u> の許可を有すること。	<u>建設業法</u> に定める <u>水道施設工事業</u> の許可を有すること。
	経営事項審査において、 <u>水道施設工事</u> または <u>土木工事</u> のいずれかの総合評価値を有すること。	経営事項審査において、 <u>水道施設工事</u> の総合評価値を有すること。
等級区分	なし	A 級・B 級の区分を行う。
資格技術者要件	なし	<p>A 級 土木施工管理技士 3(1)人 管工事施工管理技士 3(1)人 耐震継手配水管技能者 2人 給水装置工事配管技能者 2人 () は、1 級の人数</p> <p>B 級 土木施工管理技士 2人 管工事施工管理技士 2人 耐震継手配水管技能者 1人 給水装置工事配管技能者 1人</p>
発注標準額	なし	A 級・B 級の各発注標準額については平成 23・24 年度格付け時に通知する。